

競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件 名 無人航空機検知システムの高機能化（製造・設置・調整）

開 札 年 月 日 令和8年7月7日（落札決定日 令和8年8月6日）

入札執行官署 国土交通省航空局

落 札 金 額 ￥ 1,501,500,000 -

落 札 者 ヤマリョー株式会社

予 定 価 格 ￥ 2,818,530,000 -

積 算 額 ￥ 2,818,530,000 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥ 2,562,300,000 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 1,691,118,000 - 調 査 基 準 価 格 の 100/110 ￥ 1,537,380,000 -

低入札価格調査実施済 第1回 落札

入札参加者	第1回入札	第2回入札	摘 要
	入札金額	入札金額	
ヤマリョー株式会社	1,365,000,000		第1回 落札
日本電気株式会社	1,490,000,000		

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。
※ 予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

〈 落札者の決定について 〉

件 名： 無人航空機検知システムの高機能化（製造・設置・調整）

入 札 年 月 日： 令和8年7月7日

入 札 場 所： 国土交通省 航空局 入札室

上記入札について、予算決算及び会計令第86条第1項の規定により調査した結果、次のとおり落札者を決定をしたので、契約事務取扱規則第10条第3項の規定により公表する。

1. 落 札 者： ヤマリョー株式会社

2. 落 札 者 決 定 日： 令和8年8月6日

令和8年8月6日

支出負担行為担当官
国土交通省航空局長 宮澤 康一

低入札価格調査の実施概要（物品の製造又は役務の提供等）

件 名：無人航空機検知システムの高機能化（製造・設置・調整）

発 注 機 関：国土交通省 航空局

調査対象業者名： ヤマリョー株式会社

項 目	内 容
(1) その価格により入札した理由	以下の理由であることから、当該業務の履行に支障があるものと認められない。 ・ システム統合の内製化により大幅にコストを抑制している。 ・ 仕様書の求める範囲において機器設置の効率化を図っている。 ・ 国際的な需要増加に伴う量産体制の構築により製造コストを低減している。
(2) 当該契約の履行体制	プロジェクト責任者、プロジェクト実行管理及び品質保証部門についてヤマリョー株式会社がとりまとめを行い、プロジェクト実行における各担当（品質管理統括・成果物確認、システム開発・構築、機器の設計・設置、倉庫借用・機材保管、土木工事）を企業別に配置する予定であることから、特に支障があるものと認められない。
(3) 当該契約期間中における他の契約請負状況	現在履行中の他の契約は 7 件あるが、直接の契約は物品の納品や車検整備等で工数を大きく圧迫するものではなく、本契約を履行するにあたって特に支障があるものと認められない。
(4) 手持機械等の状況	本契約を履行するにあたっては、基礎工事が発生した場合に必要な大型重機をはじめとする十分な資機材を保有又は調達可能と判断できる。また、電気・通信においても高所作業車等を保有又は調達可能と判断できることから、本契約を履行するにあたって特に支障があるものと認められない。
(5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した契約件名及び発注者	国又は地方公共団体からの受注・履行について過去に十分な経験を有している。また、令和 6 年度においては本契約と同じ国土交通省航空局が発注した「無人航空機検知システムの製造（製造・設置・

	調整)」を受注し、適切に履行されたことを確認している。
(6) 経営内容	当該業者の直近の決算報告書(第 77 期)によると、事業において十分な当期純利益を出しており、事業運営に特段の支障はないものと判断できる。
(7) (1) から (6) までの事情聴取した結果についての調査検討	仕様書で定められている内容について、誤認がないことを確認した。 確実な品質・工程管理を考慮した履行体制が確保されていることを確認した。 調査基準価格を下回る入札結果となった要因としては、 ・システム統合の内製化(委託作業費の低減)。 ・機器配備設計の最適化(機器費の低減)。 ・量産体制整備による製造コスト削減(機器費の低減)。 というものであり、以上の理由により当該業務の履行に支障があるものと認められない。
(8) 信用状況	監査役による監査が令和 8 年度 5 月時点において適切に実施されており、監査報告の内容から当該業者の信用状況は問題ないことを確認した。
(9) その他の必要な事項	特になし。